

教育再生懇談会（委員懇談会）

議事録

内閣官房教育再生懇談会担当室

教育再生懇談会（委員懇談会）議事録

日 時 平成20年7月28日（月） 10：00～12：21
場 所 虎ノ門パストラルホテル「しらかば」

議 事 次 第

1．開 会

2．討 議

- ・今後の検討課題について
- ・携帯電話の有害情報から子供を守るための方策について
- ・教科書の質・量の充実について
- ・その他

3．閉 会

山谷総理大臣補佐官 おはようございます。

今日、官房副長官はちょっと遅れられるということで、始めさせていただきたいと思います。会議の前に、事務局におきまして室長と参事官の異動がございましたので、御紹介を改めてさせていただきたいと思います。

新室長の吉田大輔と、新参事官の山根啓でございます。

吉田室長 吉田でございます。

山根教育再生懇談会担当室参事官 山根でございます。よろしくお願いします。

山谷総理大臣補佐官 なお、前室長の山中伸一は文部科学省スポーツ・青少年局長に、また、前参事官の塩田誠は経済産業省大臣官房審議官（国際地域政策担当）に異動となっているところでございます。

本日、皆様と日程調整させていただいたのですが、急遽、総理にクウェート首相との首脳会談が入ってしまい日程を動かさなくなりまして、総理と、その会談に陪席なさる長官が欠席ということで、本当に申しわけございません。

ただ、事前に丁寧に御説明に上がりまして、この教科書の問題も、コピーなども含めて御説明をいたしましたところ、大変に期待されて、本当に今日の議論の充実を期待する言葉をいただいているところでございます。

それから、一次報告で議論いたしましてヒアリングもいたしました英語教育も、小池先生を官房長官がお呼びになったり、また小池先生が文部科学省に説明に行かれたりいたしまして、英語教育のレベルアップを今、概算要求も含めてどのように反映していくかという作業中でございます。

それから、留学生30万人計画の方は、明日、かなり教育再生懇談会の第一次報告書の考え方に沿いながら閣議決定ということで、着々とこの場での議論を裏に結びつけさせていただいております。本当にどうもありがとうございます。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、カメラ撮りのためにプレスを入室させます。よろしくお願いします。

（プレス入室）

安西座長 では、ただいまより、教育再生懇談会を開催いたします。

本日は、総理、官房長官、文部科学大臣が御欠席でございますので、委員懇談会として開催させていただきます。

委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

教育再生懇談会では、5月末に第一次の取りまとめを行いましたけれども、引き続き、残された課題や新たな課題について検討してまいりたいと存じます。

今日の会議では、「今後の検討課題」、「携帯電話の利用の在り方」、「教科書の質・量の充実」について御審議いただきたいと存じます。

また、会議の終わりには、田村委員が座長を務めておられます「子どもと若者総合支援勉強会」において先日取りまとめられました中間まとめについて、田村委員から御説明をいただきます。それとともに、大分県の教員採用問題について、御意見の交換を予定いたしております。

(プレス退室)

田村委員 明日、閣議決定される30万人計画というものの何か基礎資料みたいなものは、委員には配られるんですか。明日、閣議決定された後で結構だと思いますけれども。

山谷総理大臣補佐官 はい。もちろんでございます。

田村委員 そうですか。

安西座長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず、「今後の検討課題」について、議論をさせていただければと思います。

事務局から資料の説明をお願いします。

吉田室長 お手元の資料番号1を御覧いただきたいと思います。

「今後の検討テーマについて(案)」という形にさせていただいております。これは、5月の第一次取りまとめで、さらに検討を深める事項ということで掲げられたもの、あるいは、その後の現地視察などを通じまして、委員の皆様よりいただいた御意見、そういったものを集約いたしまして整理したものでございます。

最初に、携帯電話の有害情報から子供を守るための方策と教科書の質・量の充実というのが掲げてございますが、これは後ほど御議論いただきたいと存じます。

その後、大学全入時代の教育の在り方ということで、高校教育から大学教育を通じまして、その在り方について御議論いただいております。

また、中長期的視点に立った検討テーマということでは、教員養成の在り方、あるいは道州制下の教育、さらには育成すべき学力、体力等の目標設定とそれを目指した教育の重要性、さらには幼児期など10歳までの望ましい生活習慣や社会規範等の情勢の在り方、さらに主権者教育、宗教(心)に関する教養教育、また学校施設・教室環境の在り方ということで、緑化の問題、あるいは伝統文化が体験できる和室や武道場の整備、IT化などの問題を、ここには挙げさせていただいております。

また、教育再生会議のフォローアップということにつきましては、学力向上、徳育、体育、信頼される教員の養成、さらに社会総がかりの教育ということで、括弧書きの中に少し具体的な事項を掲載させていただいておりますけれども、今後、このようなテーマで御議論いただければいかがかということで整理させていただいたものでございます。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

教育再生懇談会といたしまして、これらの検討課題について検討していきたいというふうに思っておりますけれども、今後の進め方について御意見のおありになる方は、お出しいただければと思いますが、いかがでしょうか。

篠原委員 「中長期的視点に立った検討テーマ」の中に、主権者教育、宗教（心）教育というのがありますけれども、私もこの懇談会でぜひ取り組むべきテーマだと思います。特に主権者教育は、今、18歳に投票年齢を引き下げようという中、喫緊の課題でありますね。今でも若い人たちの投票率が非常に低い中で、18歳に引き下げると、ますます全体の投票率を落としてしまうという状況になりかねない。せっかく、選挙権の拡大をしたにもかかわらず、それが空洞化する。選挙権の引き下げは投票の意義を学校できちんと教えることとセットでなくてはならない。

安西座長 他に。

田村委員 これは、取り上げるかどうかお考えいただきたいんですが、幼児教育の無償化の問題がございますね。これは、そうする予定だという話は、よく流れてはくるんですけども、まだ教育的な議論をきちんとしていないんですね。ですから、中長期的なテーマの中で、無償化の問題はやはり意識すべきではないかという気がします。イギリスの場合などですと、義務教育を1年下げるといような形で取り組みましたから、既に実施されていますけれども、ただお金の問題だけではなくて、教育の内容にかかわるものがありますので、それをテーマとして取り上げられるのかどうか。全体の流れの中で、御検討していただければと思いますけれども。

小川委員 「中長期的視点に立った検討テーマ」の中の上から2番目の「道州制の下における教育」とありますけれども、確かに、今後の課題になるかと思えますし、一つの論点としてあるかもしれないんですけども、道州制という問題にいく前に、まずは今進んでいる教育行政の地方分権のところ、まだ課題もきちんと、それに優先順位をつけて、整理されていない段階ですので、その辺を少し事務局を含めて交通整理していただきたいんです。

というのは、大分県の例の採用人事とか管理職の登用をめぐる汚職事件というのは、ある意味では、教職員の人事権の移譲にも絡むような話ですので、その辺のところも、少し御留意いただければと思います。

安西座長 先ほど、田村委員から出ました就学前教育の問題も大きいですし、また、今の小川委員の、確かにこの「道州制の下に」とポンと書かれると、その前にやることはいっぱいあるのではないかというのはそのとおりだとも思いますので、そのあたりを整理していただければというふうに思います。

他にはよろしゅうございますか。また別途あればということで、この件はよろしいですね。

それでは、一応、今いただいた御意見等々、テーマの案等々については、事務局の方で整理していただいて、それで改めて日程等も考えて進めていきたいと思えます。

それでは、「携帯電話の有害情報から子供を守るための方策」についての議論に移らせていただければと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いします。

吉田室長 資料2を御覧いただきたいと存じます。資料2には、関連資料といたしまして、 、 がございます。まず資料2を御覧いただきたいと存じます。

関連資料 の方には、第一次取りまとめの携帯電話に関わります部分を抜粋してお付けしておりますけれども、資料2の方では、小中学生の携帯電話の利用につきまして、携帯電話の不適切な利用や危険性から子供たちを守るために、第一次報告に続きまして、以下の取組を行うことについて、どう考えるかということで整理させていただいております。

「必要がない限り小中学生が携帯電話を持つことがないようにするための条件整備」というところを、まず第1の論点として掲げさせていただいておりますけれども、ここでは「保護者・学校、PTAはじめ関係者は、子供の健全な人格形成のため、必要がない限り小中学生に携帯電話を持たせないための取組を地域ぐるみで行うべきでないか」ということとでございます。

この関連では、関連資料 のところに、これは日本PTA全国協議会の方でこの3月にまとめられました「子どもとメディアに関する意識調査 調査結果報告書」というものがございます。小学5年生と中学2年生についてでございますけれども、それぞれ携帯電話の保有状況ですとか、あるいは携帯を利用いたしましたメールですとか、そういったことについての実態がわかるようなデータが掲げられておりますので、御覧いただきたいと存じます。

例えばでございますけれども、97ページというのが振ってございます。ここは、この資料の4枚目でございますけれども、「携帯電話・PHSの利用状況」ということで、1日に携帯電話やPHSをどれくらい使っているか。その中のメールの送受信数がどうなっているかというようなことがございますけれども、上の方の中学校2年生のグラフを御覧いただきますと、1日に51通以上のメールのやりとりをしておったというのが16.2%という、結構高い率に上っているというようなことがおわかりいただけるかと思えます。

また、こういった携帯電話の利用につきまして、地域の取組といたしまして、太田市の方では教育長の緊急アピールがございまして、携帯電話を持たせないようにしようということで、こういった呼びかけをされているところでございます。

また、石川県の野々市町でも小中学生に携帯は不要なのではないかということで、住民運動をしていらっしゃるところでございます。

また、もう一つ、佐賀市の取組といたしまして、ここでも携帯電話をできるだけ持たせないということで、PTAと教育委員会とが一緒になった取組が進められているということとでございます。

関連資料 というのは、文科省のスポーツ・青少年局青少年課の方で進めておりますモデル事業というのがございますが、そこに掲げられておりますものでございますけれども、この中でも、特に携帯に関わりますものを抜粋しております。

そのような各地の取組がございまして、そういったものも適宜ヒアリングなどを行いながら、今後の取り組むべき方向について、今後また御議論いただければどうだろうか

ということが論点の1でございます。

論点の2は、どうしても携帯電話を持たせる必要があるという場合に、機能を限定した携帯電話、通話機能とGPSというような機能限定の携帯電話の開発・普及といったものをさらに進めてはどうかということでございます。

資料2の2ページのところの冒頭には、品川区の取組といたしまして、いわゆる「まもるっち」、スクールベルの提供といった取組を紹介しておりますところでございます。

論点の3としましては、携帯電話の保有の場合のフィルタリングの問題でございまして、現行のブラックリストではなく、小中学生の年代に応じたホワイトリスト方式の装着の推奨や、その普及ということについて触れております。

また、論点の4は、情報リテラシー教育の強化ということでございまして、国や学校、教育関係団体、携帯電話事業者など、いわゆる社会総がかりで、この携帯電話に関わりますりテラシー教育を強化する必要があるのではないかとということでございます。

また、先般の通常国会で、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」というのが議員立法で成立したわけでございますけれども、この施行に向けまして、携帯電話の事業者あるいは販売店に、よりマニュアルの整備ですとか教育の徹底を図るべきではないかというようなことを論点として挙げさせていただいております。

また、最後のところでは、違法・有害情報への対応体制の強化ということで、神奈川県が取組でございますマニュアルの作成でございますとか、あるいは有害情報の把握という意味でのインターネットホットラインセンターの体制強化の点を挙げております。

資料2には、参考といたしまして、各携帯事業者が子供向けに出しております携帯電話の機能の一覧を載せております。また、その下には、先般の通常国会で成立いたしました、「青少年インターネット環境整備法」の概要を載せております。のところには、フィルタリングサービスの提供義務ということで、携帯電話については、原則、このフィルタリングサービス提供を義務づけなければいけないというようなことが、この法律で書かれているというところでございます。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、携帯電話の利用の在り方について、御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

若月委員 先週、NHKの「中学生日記」に出てまいりました。「『ケータイ禁止』マジっすか!？」というのがテーマで、中学生が20人、私1人でやりました。子供たちといろいろ話をする中でつくづく思ったことは、携帯を持つのをやめよう、それから携帯は持つなということは、私は今のこの社会環境からいって、もう現実的ではなくなっているだろう、こう思うんです。赤田委員には怒られそうなんですけれども、これは良いとか悪い

とかの問題ではなくて、もうそれだけ普及してしまっているのに、これをもう持たせるな、あるいは持つなというのは、ほとんどリアリティがないし、現実性がまずない、これを強く子供たちから感じました。今日も、メールの回数が出ていましたけれども、これはまだ少ない方でして、その中学生の中には1日400通、500通やって、「我ながら疲れた」などというようなことを言っているんですね。そのくらい、もう子供たちはどっぷりつかっていると。

そうなったときに、例えばこの論点メモでもそうなんですけれど、1で「必要がない限り小中学生が携帯電話を持つことがないよう」と書いてある。その下は「有害情報から小中学生を守るために」、参考でも「有害情報から子供を守るため」、こういうフレーズが出ていますね。こうなると、一体どちらにウエートを置いているのか、大人は何に今、ポイントを絞ろうとしているのか、非常にここが散漫になる。これは、私は子供たちと話をしている、そう感じました。「持つな」ということは、まず事実上不可能だなど。そうであるならば、子供たちをそれから守るための具体的な方策、この前出された法令化など、そういったことも必要だといったようなこと、それから教育内容において、どういったようなものをもっと取り入れるかというようなこと、そういうことを考えない限り、これはなかなか実効性が上がらないのではないだろうかということを強く感じました。

私は、その場では、メールだとか携帯電話から受ける皆さんのマイナス面というものを強調して話をしてきました。何人かの子供には伝わったようなんですけれども、何人かの子供は、やはり相変わらずピンとこないというのが実態でありました。

それからもう一つ、これは放映されませんでしたけれども、品川区の「まもるっち」のことも子供たちに言ってきましたけれども、子供たちにとっては、逆にGPS機能がついているのが非常に抵抗感があるようでして、通話限定の機能というのも、それだったら持たない方がよいというようなことで、メールがなければどうにもならないというようなことを強く感じました。帰ってきてすぐに調べたんですが、品川区でも、携帯を所持している割合を調べたところ、中学生は40%ぐらいが自分の携帯を持っているという実態がやはり浮かび上がってきましたので、これが事実なんだと思います。

そういったところから、いきなり「持つな」とか「これはやめろ」というよりも、そこから、今、子供たちがさらされる危険からどう守るかということにシフトするか、あるいは強いメッセージを送った方がよいのではないかと。

なお、参考までに、その「中生日記」の中で、「中学生についての提言をするなら、なぜ私たちの声を聞いてくれないんだ。せめてアンケートぐらいとってくれてもよかっただろう」などという声もありました。「伝えておきます」という約束をしましたので、一応、お伝えしておきます。

以上です。

安西座長 ありがとうございます。

篠原委員 若月委員の発言は、実態を踏まえればよく理解できます。

ただ、最初から持たせること、例えばメールも必要だというようなことを前提に議論いたしますと、どうでしょうか。まず大きく囲い込んで、こういう機能を限定したような携帯がよいのではないかとということへ実態として落とししていく方がよいのではないかと。できるだけ必要のない限り持たないようにした方がよいのではないかと。これをまずかぶせて、そこをぎりぎりやった上で、やっと次へ行くのであって、最初から有害情報はだめだよといった話からいきますと、そこで話が止まってしまう可能性があると思うので、私は、この第一次報告以降の流れの3段階、4段階の進め方というのは、実態と、それからあるべき姿と両方を重ね合わせる意味でも、よい流れではないかなと。最初から、落とし所の話から入っていきますと、子供たちの要求を受け入れていかざるを得ないような方向へどんどんいくのではないかと、私は、むしろそういう危惧をいたしています。

ただ、今、若月先生がおっしゃったように、今回もそうですが、「携帯電話の有害情報から子供を守るための方策について（論点メモ）」というタイトルになっているんですね。これは第一次報告もそうなんですけれども、このタイトルは少し考えた方がよいかもしれませんね。「子供の携帯電話の保持・利用の問題について」とか、何かそういうふうに最初から、タイトルをもっと大きく作った方がよいような感じがします。

それからもう一つ、いろいろな市の例や町の例がありますけれども、これも2通りあるんですね。子供に携帯をできるだけ持たせないようにしようと、太田市などはそうですね。それから、石川県の野々市町もそうですね。そういうような自治体もあれば、もうある程度はしょうがないではないかということで、有害情報だけに絞って、有害情報には触れないようにしようとやっているような自治体と、いろいろこれはあると思うんですよ。そのところが、ちょっと自治体でもいろいろ事情が違いますから、紹介するときにも少し分けて紹介しないと、混乱してしまうのではないかなという感じがいたします。

それから、のできるだけ持たないようにするのがよいのではないかと、そのための条件整備ということですが、これもここでヒアリングをするのか、あるいは総務省なり国交省なりを通じて、この懇談会としてお願いするという形がよいのかわかりませんが、例えば、公衆電話の問題ですね。携帯を持たせないのだったら、公衆電話を増やしてくれよ。公衆電話がこんなに少なくなって、子供たちが駅でみんな並んで困ってしまっているよ。それから、小学1年生、2年生からすると、電話の台がちょっと高いんですって。こうやって公衆電話がとりにくいんですって。もう少し背の低いやつにしてくれとか。そういう話をいろいろなところで聞きますし、そんなことも、この問題にとりかかった以上は、我々としても責任を持ってやる必要がある。いろいろな方策、条件を作ってあげた上で、それでも持ちますかと迫っていく。今、若月先生がおっしゃったように、実際に持つ場合にはどういうところに注意しなければいけないのかというのは、実態論として出てくると思いますけれども、私は、最初に申し上げましたけれども、まず大きくできるだけ持たせないようにということから入っていった方が、実態論も生きてくるのではないかなというふうに考えます。

ちょっと長くなって、すみません。

安西座長 いえ。ありがとうございました。

赤田委員 私も、現状を考えますと、子供の携帯の普及率を見ますと、いきなり「持つな」というのも、非常に乱暴に聞こえるかもしれませんが、あまり物わかりのよいPTA、保護者であっても、私は困るというふうに思っています、やはり「持たせるな」から入っていきたいというのがあるんですね。持つのであれば、そのデメリットをしっかりとやはり理解した上で持つべきだろうというふうに思いますし、GPS機能があるのは子供が嫌だというのは、多分、サーチされますから、今どこにいるか全部わかりますから、ああいったケースは別なんですけれども、そういう意味で、多分、GPS機能がついているのは、逆に嫌なのかなというふうに思っていますけれども、やはり今、持つのであれば、有害情報からどう守るのかという議論、当然、これが必要になってきますので、やはり並行していく議論ではないかなというふうに思っています。

ですから、論点がちょっと曖昧になる点は否めないんですけれども、その辺の方法、この文言の修正は必要かと思えますけれども、この間も6月18日の法律でもいろいろやっていただいたんですが、やはり業者、情報を流す側の責任というものをしっかりとしていくべきだろうというふうに思っていますので、ですから、やはり「持つな」から始まって、どうしても持つのであれば、そこはデメリットの部分しっかりと議論した上で、これは持たせるべきだろうと思っています。

ですから、それは保護者も、まだそういう意味で情報リテラシーをしっかりと持っていない。子供も持っていない。ですから、どこでそういうリテラシー教育をしていくのかというのが非常に大事だと思うんですけれども、そういう点も機会があるごとに保護者に対しては、いろいろな機会でもってリテラシーについて、それからそのデメリットについて、光と影の部分についてもずっとやっているわけなんですけれども、これも限られてきますから、そここのところをもう少し掘り下げて、学校の単位までいくような形の情報リテラシーの教育をしていきたい、保護者側としてやっていきたい。それは並行しながら、学校側でもとなると、時間も非常に限られてきますから、ただ、今、インターネットでいろいろな調べ物をやるわけなんですけれども、先生自体がそういう情報リテラシーをあまり持っていないのではないかなというふうに私は記憶していますし、いつだったかちょっと忘れましたが、何人かの先生とお話する機会があったんですが、なかなかそういう専門の先生もいらっしやらないということで、先生に対する情報リテラシー教育も必要だろうと思っています。以上でございます。

若月委員 基本的には、私もそう思うんですけれども、ただ、これだと、やはり腰が引けているんですよ。だったら、「必要がない限り」などという世間から批判を浴びないような妙な気遣いの言葉は取るべきなんですよ。そこまで危機感を感じているのならば、「子供は携帯電話を持たない」という提言ぐらいしてもよいと思うんです。あるいは、「機能限定のもの以外は持たない」とかね。

なぜかという、中学生は言いましたよ。「僕にとっては必要だ」と言うんですよ。そして、「その必要性は子供によって違うでしょう。親も必要だと認めているんですよ」という。要するに、言ってみれば玉虫色なんですよ。そんな生易しい状況ではないですよ、今、子供たちが置かれている状況は。だったら、多少、一部から批判を受けることを覚悟してでも、もっと毅然とした態度を示せと、私はそう思うんです。そこまで危機感を持っているんだったら、「持つな」と言うべきなんですよ。そこを言わないで、「必要がない限り」という玉虫色の言葉をかけておいて、徐々にやっつけていこうと。徐々にやっつけていく暇は、もうないんですよ。あの子供たちを目の前にしたときに、私はそれをすごく強く感じました。だから、もっと大人の側として我々も、子供に対して責任があるならば、そこをきちんと、批判を覚悟の上でも提言を、強くこれからしていってもよいのではないかと、そう思うんです。

安西座長 経緯から申しますと、小中学生は「必要がない限り」というのをなしで、最初に出した。それから議論になりましたので、それでこれが後で入ってきたんですね。だから、本当に携帯電話を小中学生に持たせないと、ここが覚悟を決めるのだったら、それでよいのですけれども、「持たせない」と公言したら、やはり持たせないようにしていくべきだというふうに感じるころがありまして、だんだんやはり、まずキャンペーンからやろうということになってきたように思います。ですから、今、ちょっとひっくり返っているような気がしますね。

篠原委員 最初は「持たせない」と言い切る流れがあって、私もそれに賛成だったんです。けれども、全体の皆さんの御意見の中にもいろいろあるということで、こういうふうになったと記憶しています。だから、この表現自体は、私自身も不満なんですよ。やはり、我々の懇談会でやる以上は、ベクトルをぴしっと出して、批判を浴びることを覚悟の上でやるべきだと最初は思っていたんですけれども、しかし、私も若月先生も、1つ頭に入れておかなければならないのは、既に第一次報告がこういう表現になっている、これを我々は既に了承したんですよ。そこは、また変えてもよいのだけれども、それを踏まえて具体的にどういうふうに進めるかというのが今日の議論の流れだということはおさえておく必要がある。

若月委員 もちろんそうです。だから、これはこれでもいいんですよ。ただ、この次に具体的な提案をしていくときに、強めていってよいだろうと。

篠原委員 私も強めることには、実は、本当は賛成なんですよ。

若月委員 ええ。それは、強めなければいけないと思うんです。

篠原委員 だけれども、第一次報告で、ああいう表現で、私も事実上、了承していますし、それを踏まえた上で深化させていきたいなと思っているんですよ。それで言うと、PTA、それから学校、保護者、地域、自治体もそうでしょうけれども、そういう三位一体、四位一体みたいなものの流れを、どうやって我々として作っていけるかということがまずあります。それから公衆電話とか他にもいろいろなものがありますよね。こういう条件整

備をどうやって進めるか。自治体の中には、個々に聞きますと、やはりそういうことをやりたいんだけど、お金がないから、自治体も、情けないけれども助成金が欲しいとかという声もあるんですね。今度の予算編成に向けて、そういう制度が果たしてできるのかどうか。そんないろいろな条件整備が、今後、我々に課せられた責任ではないかなというふうに私は感じます。

山谷総理大臣補佐官 例えば、太田市の教育長アピールというのは、PTA連合会の協力を得て、平成20年7月にやっているんですね。「携帯電話を持たせないようにしましょう」と書いてあるとか、あと、佐賀市の教育委員会も、「原則、持たせないことが望ましいと考えます」と書いてあります。

18歳未満の女性が出会い系サイトに関係した被害は1カ月で100件、検挙されただけです。ということは、何百件被害がでているかわからないんですよ、18歳未満の女の子たちが、毎月。それから、10代、20代の硫化水素自殺も、未遂も含めると毎月80件なんですね。これは、本当に騒がないのが不思議なぐらい、今、深刻な状況にあるんだと思います。

石川県の野々市町の方は、町で町民会議事務局というのを作りまして、学校の中に「便利でもいずれキバむく子どものケイタイ」とか、「携帯電話 今の僕らには不必要」とか、そんな看板をかけて持たせないというような、ですから、いろいろやっているんだということがわかりました。

篠原委員 看板などは、町中に立てているわけ？

山谷総理大臣補佐官 学校の中とか。

吉田室長 記事の中では公民館の自転車置き場とかも書いてあります。

山谷総理大臣補佐官 町にも立っていますね。

篠原委員 その太田市の例は、私も聞いたんですけども、夏休みに合わせてやってみたいですね。子供にそれを持たせて、それでお母さんやお父さんに渡してくださいということが1つと、それから子供たちにも、「あなたたちも夏休み中は、携帯についてはこうだよ」ということを直接呼びかけると、両方、かなりやっているらしいんですね。それで、「先駆的です」と言ったら、「いや、前橋市が先にやっています」と。だから、これに載っていないけれども、やはり地域のこういううねりがどんどん全国的にいろいろ出てくると、また落とし所も生きてくるし、今、若月先生がおっしゃったような、この表現をどうするかというのは、二次報告のときに、また少し考える必要はあると思いますね。だけれども、方向としては同じだから、その条件整備の方をどんどん入れていく形で。

木場委員 保護者の立場から、一言。

頂いた資料で、携帯電話の利用についてルールを定めていない家庭が多いのに驚きました。太田市のPTA連合会の調査で、持たせている親御さんのうち、約束づくりをしていないご家庭が、中学生で8割近く、小学生で6割もいらっしゃる。この持たせているのに親子でコミュニケーションをとっていないというのが非常に課題だと思いました。若月先生がおっしゃるように、既に持ってしまったお子さんから取り上げるのは難しいとしたら、

持っている人には、親御さん、お子さんを含めて、リスクをきちっと伝えるということが大事。もう一つは、まだ持っていないお子さん、親御さんには、例えば幼稚園の親御さんなどには、こういうことを早めに伝えることによって、持たないという選択、予防ができるということ。いずれにしても、正しく選択できるような情報を提供していくことが大切だと思います。

以上です。

池田委員 皆さんの御意見は、私もそのとおりだと思いますし、やはり原則論を表に出すべきだと考えます。例外的に必要な場合には原則と例外を、きちんとした整理をして表に出すべきではないでしょうか。

この問題につきましては、私も関係しております学校の中でいろいろ確認しておりますけれども、教育現場で指導しております教師は、持たさないという原則を貫いていきたいという声が多い。例外的に持たせる必要がある場合には、制約といいますか、けじめをはっきりさせてもらいたいと言っています。二次報告においては、こうした現場の声をもう少し整理した形で表に出していただきたいと思います。

篠原委員 こういう問題もあるんですね。例えば、持ち込み禁止にしている学校があると思います。そうすると、ある子は守っている。ある子は守っていない。四、五人でグループになったときに、実はルールを守って持っていない子が1人だけだとしましょう。そうすると、いじめに遭う、そういう問題も既に出ているようですね。だから、そういうところまで、我々はいろいろ注意深く考えてあげなければいけない。だから、私は、さっき申し上げたように、やはり総ぐるみの運動をどこまで強められるかということが大事なのではないかと思います。

田村委員 中学生、高校生のディベートの全国大会をやっているんですが、今年の中学校のディベート大会のテーマは、子供に携帯を持たせるべきかどうかというテーマなんですね。いろいろな議論が出ていました。

例えば、メールの方が、電話をかけるより、はるかに安いんだそうですね。それを一方に置いておいて子供に使わせないということは、なかなか難しい。だから、便利なことと不便なことといろいろある。それから問題点があるとか、そういう整理が全然できていない状況のままで、子供も議論していましたね。

ですから、きちんと取り上げて、はっきりここでそういう整理をしたものを、世の中に訴える必要があるのではないのでしょうか。

池田委員 教育現場に対しては、問題点を整理した形で提言させていただければありがたいのですが、一方で携帯電話に関わっております企業が、様々な現象に対して若干後追いになっている印象があります。いろいろ視察もさせていただきまして、そういうことをさらに感じさせられたという思いもありますので、やはり企業の社会的責任といったものを、もう一度、私どもも 私も企業人の1人ですけれども、それを強く訴えていく必要もあるのではないかと思います。確かに、表現の自由、通信の自由といったものは守られ

なければなりません。しかしながら、自由の裏には、必ず責任があるわけですから、その責任を果たさずして自由のみを主張するのは、いかにもバランスが悪いと私は思いますので、業界の自主規制、あるいは企業の自主的な規制といったものを、もっと私どもなりに促していく必要があるかと思えます。

安西座長 ありがとうございます。

当初、携帯を子供に持たせるな、それを法規制でやるという感覚があったものですから、私も正直申し上げて、それはいかなものかという感じを抱いておりました。

ただ、やはり強くキャンペーンを張っていく。それから、私は、佐賀市の教育委員会がまとめられていることなどは、もうそのとおりだと思うんです。やはり、こういうことははっきり言っていくということは大変大事なことで、最初のばさっとこういうことがあったものですから、それでちょっと自分もということがありましたけれども、ここがやはり強いキャンペーンをきちっと張っていく。それから、きめの細かい整理をして、「こういうことはいけない」ということをきちっとやっていくということは大事なことだと思いますので、二次報告に向けて、ぜひ前向きの姿勢でいければというふうに思えます。

よろしゅうございましょうか。

山谷総理大臣補佐官 実は、視察などをしまして、業者などとも意見交換をしたんですが、例えば議員立法が作られる直前に、ホワイトリストとブラックリストがあったんですが、ブラックリストを標準にして装着するというふうになってしまったんですね。本当はホワイトリストを標準にしてほしいという保護者は、きっと多いのだろうと思うんですが、その選択肢がなくなったというか、難しくなった。それと、実はホワイトリストも、占いやゲームができてしまうんですが、そんなものは要らないという親は、きっといるのだろうと思うんですね。そうしたら、ウルトラホワイトリストというのが必要とか、数種類のフィルタリングがあって良いはずであり、本当に業者の自主規制というのに疑問を感じる部分もございまして、持たせないところで頑張っている自治体や教育委員会、学校の事例をまた集めていくと。それから、「2、3、4の自主規制が実はこうなのよ」というような部分も追求していかなければならないと思ひまして、この場でまた検討を重ねるのか、あるいは何か作業部会みたいなものを作るのか、それはちょっと座長と御相談してやるという形でもよろしいでしょうか。どうしたらよろしいでしょうか。

安西座長 それはいかがでしょうか。かなりきめの細かい項目を挙げてやらないと、子供たちだって、それは反対する子もいるでしょうし、やはりそういう意味での作業ワーキンググループ、そういうものを作らせていただくということは、検討させていただくのはよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

安西座長 それでは、補佐官と御相談して、そういう方向で考えさせていただければと思います。ありがとうございます。

それでは次に、「教科書の質・量の充実」につきまして、御議論いただくようにしたい

と思いますが、前回の教育再生懇談会で、福田総理から検討の御要請がございまして、今日はヒアリングのために、国立教育政策研究所の長崎栄三総合研究官、それから小倉康総括研究官のお二人にお越しいただいております。

お待たせして、大変申しわけございませんでした。お忙しいところ御出席いただきまして、ありがとうございます。

お二人の先生から御説明をいただく予定でございますけれども、今日はいろいろな教科書等を展示しておりますので、それを先に5分ぐらいで皆様に御覧いただきますか。

山谷総理大臣補佐官 総理と官房長官にも、一部御覧いただきまして、非常に関心を持たれたところでございます。若月教育長のところの品川区のも入っておりますので。

若月委員 ありがとうございます。

安西座長 お二人の先生にレクチャーいただく前の予備の勉強でございますので、後で長崎先生から算数・数学、それから小倉先生から理科の教科書についてのお話をいただくことになっております。

大変お待たせして申しわけありませんが、まず予習をさせていただきます。

委員の方は、どうぞお立ちいただいて、ざっと御覧いただければと思います。

(教科書閲覧)

安西座長 大変お急がせして、誠に申しわけありません。

長崎先生、小倉先生は、お忙しい中いらしていただきながら、時間が本当に短くて申しわけないんですけれども。

長崎先生からは、算数・数学ということになっています。5分で説明していただきたい。それから、小倉先生は8分というふうになっておりまして、本当に申しわけございませんけれども、かいつまんでよろしく願い申し上げます。

それでは、長崎先生から、よろしく願いします。

長崎氏 国立教育政策研究所の長崎と申します。よろしく願いいたします。

お手元の資料3-1を御覧いただきたいと思います。算数・数学の教科書につきまして、国際比較を基に御説明させていただきます。

まず、1ページ目は、「アメリカの算数・数学の教科書は厚い」という表題で書いてあるものでございます。アメリカの教科書を御覧いただきますと、非常に厚いので、まず驚いてしまうのですが、それはなぜなのか、また、アメリカはそれをどう思っているのかということを、アメリカの最近の公文書をもとにまとめたものでございます。教科書の国際比較といいますと、アメリカが厚いというのが必ず出てくるのですけれども、これらの公文書を読んでいただきますとおわかりになるんですが、実は、アメリカは厚すぎて困っているというのが、実情です。

2ページ目に参りまして、算数・数学の教科書の国際比較が2つほど行われたものがございます。いわゆる国際数学・理科教育動向調査、TIMSSと言われる算数・数学と理科の国際比較の際に、学力だけではなくて、こういう教科書の国際比較も行われておりま

す。その2つを、ここにまとめたものでございます。

1つ目、(1)の方は、イギリスの世界的に著名な数学教育研究者によるものでございまして、もう一つは、アメリカの研究者によるものでございます。(1)の方は、個人の研究者の研究成果ですけれども、各国の特徴をよくとらえたものになっているのではないかなと思います。

2ページの表1を御覧いただきたいと思います。ここには1980年代から1990年代の教科書なんですけど、あまり今と変わっていないのではないかなと思いますが、中学校2年の数学教科書の総ページ数等がまとまっています。

3列目でございます。例えば、イギリスが中型248ページとか、フランスは大型256ページ、日本は小型211ページというような類のものでございます。アメリカは、一番下で651ページと、非常に多いのですけれども、総じて、他の国は日本よりも多いことがわかりいただけるのではないかなと思います。

そして、この報告書では、この8カ国について特徴を述べているのですけれども、日本に関する記述を取り出したのが、2ページの下の方からの1)、2)、3)、4)というようなものでございます。

例えば、1)のところを見ていただきますと、「日本の教科書は、期待されていることが、教師や生徒が見た目で分かるようになり構造化されている。しかも、1回の授業では中心的な内容を1つ扱う」。これは、今、国際的に有名な話として、日本はばらばらの内容ではなくて、1つの内容を深く教えているということで評価されているものでございます。

2)は、日本だけではなくて、ここに挙がっている国すべてなのですが、「すべての教科書の際立った特徴は、なぜそれを学ぶのかという説明がほとんどない」と。ただ「こういう内容をやりなさい」ということでございます。

3)は、「フランスと日本の教科書だけが、明らかに証明を教えようとしている」。これは、日本では学力低下とか、いろいろ言われているんですが、中学校2年で証明を教えるというのは、中学校2年で質の高い内容を教えているというような意味合いでして、フランスと日本が質の高い内容を中学校2年で教えているということでございます。

次の3ページの4)は、「日本、スペイン、スイス、アメリカの教科書は、多様な生徒に対処することは教科書の中に何も書かれていない」。これは、いわゆる普通の生徒だけを想定してしまっていて、できる生徒とか、又は遅れてしまっている生徒たちに対する配慮がされていないということです。

それから、ちょっと跳びまして6)で、「日本の教科書の顕著な特徴は、算数の内容がないことである。例えば、パーセントなど」。これは、日本では当たり前のようなことなのですが、諸外国から見ますと、中学校の教科書に小学校の内容が入っていないというのが、ちょっと驚かれているということです。これは、スパイラルといいまして、同じような内容を、質を高めていろいろな学年で教えていくというのが考えられているわけですね。

れども、そういうものがなかったと。ただし、今回の新学習指導要領では、このスパイラルということが取り上げられまして、同じような内容でも、質を高めて違う学年で上げるということが行われております。

このようなことが、イギリスの数学教育者の国際比較から出ております。

2つ目のアメリカの研究者が行った国際比較から興味があることは、3ページの表2を見ていただきますと、物語的な内容はどのくらいだ、グラフに関連する練習・問題はどのくらいだというような量的に分析しています。ちょっと見ていきますと、日本の練習・問題の量が48%となっています。これは練習だけではなくて、いろいろな問題などをカウントしたときに、全体からすると、やや少ない方かなというようなことが考えられます。

それから、次の4ページに行きまして、上から3行目でございます。「関心・意欲・態度については、日本は、小中学校とも、キャリア（職業意識：数学でのキャリアを促進する）に関することがまったくなかった。ただし、中学校でこれに関してあった国は、オーストリア、カナダ、中国、ルーマニア、スイス、タイだけであった」。約40カ国のうちで、これくらいであったというようなことでございます。

最後のまとめでは、このような国際的な教科書比較の結果や、いろいろな調査における児童・生徒の関心・意欲・態度の課題から、日本の算数・数学の教科書はもう少し厚くしたい。そして、厚くするとするならば次の3点に配慮したいということで、真ん中より下のところの（1）、（2）、（3）と挙げてあります。

（1）は、「算数・数学の学習目的、数学の意義、算数・数学と社会とのつながり、数学の職業での扱いなど、関心・意欲・態度などに関わることを、扱えるようにする」。

（2）は、「学習が進んでいる児童・生徒や遅れがちな児童・生徒への配慮をする」。

（3）は、「算数・数学が実世界で有用であることを実感する」ような問題を積極的に取り入れたいというようなことでございます。

なお、段落を空けて書いてあるなお書きのところでは、教科書のことではないのですが、先生方に教科書の解説書、いわゆる教師用指導書というものが、最近、行き渡らなくなってきていると言われております。できましたら、そういうものを全部の先生方に行き渡らせていけたらと思っています。

5ページは、付帯資料でございます。日本の算数・数学の指導内容の導入学年や年齢が世界的にどうなのかということ、簡単にまとめたものでございます。表1は、現行学習指導要領と新学習指導要領で見ていただきますと、中国、イングランド、韓国、アメリカと、そんなに変わっているというようなことではなくて、世界的に同じようなものになっているのが分かります。表2の方は、10年以上前のものなのですが、詳しく調べたものを挙げてあります。

7ページ目以降は、先ほど、日本の教科書には実世界とのつながりが少ないというようなことをお話したのですが、他の国の教科書、アメリカ、ドイツ、オランダ、フィンランドの小中高校の算数・数学の教科書では、実世界とのつながりがいろいろな形で挙げら

れているということで、実際の教科書のコピーを挙げたものでございます。

安西座長 本当にありがとうございます。

それでは、小倉先生から、理科の教科書についてお願いしたいと思います。

小倉氏 よろしく申し上げます。

資料3 - 2に基づきまして、御説明させていただきたいと思います。

海外4カ国で使われております理科教科書の事例から、日本の理科教科書の充実への期待について述べさせていただきます。

2 ページ目をお開きください。

まず、大まかな特徴として、教科書検定はなく無償貸与が基本になっているという違いがあります。御覧のように、非常に分厚い教科書が多いわけですが、米国では五、六年間は同じ教科書が使用されます。大変高価なんですけれども、扱っている内容量も多いです。日本の理科の授業時数に比べて、海外では一般的により長い時間を教えておりますので、その分、より多くの事柄を扱うことができるわけですが、それにもまして分厚い教科書には、実生活や実社会の出来事と、理科の学習内容とを関連づける情報が充実し、また、個々の児童・生徒の関心や能力を高めるために使えるような発展的な課題が充実しています。これについては、後ほどより詳しく述べます。

3 ページ目をお開きください。

カナダでは、最近、学力が大きく向上しておりまして、2006年のPISA調査の結果では、既に日本と同程度か、それを上回る水準になっています。カナダの教科書は、10年ほど前から、実生活や実社会で活用できる科学的リテラシーの育成を強調したものに変わってきました。そのことが、PISA調査での良好な結果につながったという分析もなされています。

4 ページ目をお開きください。

英国でも、2006年に実生活や実社会との関連性や、科学的な探究力、考え方などの科学的リテラシーを強調した理科カリキュラムが、義務教育の最終段階に導入されました。資料12ページ以降に、参考資料として、教科書で扱われております内容を掲載しておりますが、健康問題や食料問題、遺伝子工学の発展とその影響など、今日の社会生活上、密接なテーマが数多く取り上げられております。これらのほとんどは、現在、日本の義務教育の理科では扱っていない内容です。

5 ページ目をお開きください。

米国では、あまりに多くの内容が教科書に盛り込まれる傾向があります。それも一つの原因と考えられていますが、米国の生徒の平均的な学力は、かなり低い水準にとどまっております。

ただし、個々の生徒の能力や才能を伸ばす教育の取組は充実しており、例えば多くの高校では、標準的なレベルから高度なレベルの正規の科目を履修した後に、一部の関心や能力の高い生徒が、後ほど御紹介しますアドバンスド・プレースメント試験 AP 試験に

対応した大学初年時相当の難易度の高いコースを履修できるようになっております。

6 ページ目をお開きください。

フィンランドでは、御承知のように、平均的な学力が極めて高い水準にあります。すべての教師に修士号を修得させるなど、様々な努力がなされてきたということですが、教科書は決してこれまで分厚いものではありませんでした。日本と同様に、焦点を絞って理解を深める教育を重視してきたものと考えられます。

しかし、2006年のPISA調査の結果では、フィンランドの生徒は、学力水準は高くても、科学を学習することへの関心はかなり低い水準でした。2006年のカリキュラム改訂で、中学校段階の理科に充てる授業時数を大幅に増加したことで、今後、フィンランドでも科学への関心を高めたり、個に応じた発展的な学習への対応を図ることが、より重視されてくるようになるものと考えられます。

7 ページ目をお開きください。

以上のような海外の状況から、必ずしも教科書を分厚くすることだけで理科教育がよくなるとは言えませんが、薄い教科書では得がたい効果も期待することができます。海外の教科書の優れている特徴を参考にして、今後、日本の教科書を、次の2つの方向性でより充実させることが望ましいと考えます。

1つは、理科の学習事項を実生活や実社会に活用させ、科学的リテラシーを高める内容の充実を図るという方向性で、これによって、学んだ知識が、それが必要となる状況と相互に関連づけられ、より活用しやすくなるとともに、生徒も理科を学ぶ意義が実感できるようになると考えられます。

もう一つは、科学への興味・関心を助長し、個に応じて科学的能力を伸長させる発展的内容の充実を図るという方向性で、これによって、個に応じて子供の興味関心や能力が効果的に伸長され、生徒が自己実現に向けて進んで学習できるようになるのではないかと考えられます。

いずれも、これまでの基礎的・基本的事項の習得を中心に、限定された内容で構成された教科書では難しかった方向性です。

8 ページ目をお開きください。

理科は、もともと実生活や実社会と密接に関係しているものなのですが、ここに挙げておりますような他教科にも関連した内容は、これまでの教科書では扱いが難しかったものです。このような内容が、理科の教科書で扱われるようになれば、理科の教科書は大変身近で有用感の高い学習材となり、理科学習に有用感を感じていない多くの生徒の意識を変えることにつながるのではないかと期待されます。

9 ページ目をお開きください。

将来、科学者や技術者になって、社会で活躍したい若者を育成することに対しては、最先端の科学技術を紹介したり、キャリア意識を育んだり、男女それぞれ尊敬する人物像を抱かせるような内容を教科書で大きく取り上げることは、とても効果的ではないかと考え

られます。

また、通常の授業進度では退屈してしまって意欲がわからないような関心や能力の高い子供や、逆に、理解できないで意欲がわからないようなつまずきのある子供が、それぞれ充実して学習できるような発展的あるいは補充的な学習課題や資料を教科書で多く取り上げることも、大変効果的と考えられます。

このような内容が充実された教科書は、教師が授業で用いるというこれまでの機能に加えて、生徒が自分の学習を深めるために用いるという機能を有する学習教材になると考えられます。

以上が、海外の理科教科書についての事情説明でございます。

続きまして、資料3 - 3に基づきまして、College Boardのアドバンスド・プレースメント・テスト A P 試験について、簡潔に御説明いたします。

2 ページ目をお開きください。

アドバンスド・プレースメントは、ハイスクールにおいて、能力や意欲の高い生徒のために大学初年次相当の発展的な A P 科目と呼ばれるコースを開講し、College Boardによる統一試験での結果が5段階で3以上の場合に、多くの大学が、入学後にそれを大学の単位として認めるもので、米国で広く普及している教育プログラムです。英語による試験ですが、世界的に広く実施されております。日本では、アメリカンスクール以外では実施されておられません。単位認定を行う大学も、まだありません。

3 ページ目をお開きください。

右側に、ある高校での理科の履修パターンを示しておりますが、4年間の高校生活のうち、前半は基礎的な科目を履修し、後半で幾つか A P 科目を受講し、各年度の終わりに A P 試験を受けるというのが一般的な履修パターンになっております。

4 ページ目をお開きください。

A P 科目を受講することによって、大学の入試選抜でどの程度有利となるかは明確になっておりませんが、高校でより厳しい学習に取り組んだ証拠であることから、実際には入学後の適性を判断できる材料として、大学側でも重視されているようであります。

5 ページ目をお開きください。

日本の高校では、理科という免許で、教師が理科のどの科目でも教えることができるわけですが、米国では物理や化学といった各科目、そしてそれらの A P 科目を教えるのは、それぞれの知識と技能を持っていると認定された教師だけになっております。中でも、A P 科目を教える教師には、高いステータスと、優秀な生徒を教えているんだという充実感が感じられるようです。

6 ページ目をお開きください。

A P 試験でよい成績をとることによって、生徒は様々なメリットを得ることができます。生徒の持つ高い能力に見合った学習の機会であるとともに、大学でもより早く専門課程に進級できたり、海外留学の際にも有利になります。

7 ページ目をお開きください。

A P 試験は、現在、韓国と中国で受験生が急速に増加しているということです。バイリンガルの指導も進んでいるということです。また、ヨーロッパなど、米国外の多くの大学が、A P 試験の結果を考慮するようになっており、海外留学の際に通用するグローバルなツールとなりつつあります。

8 ページ目をお開きください。

さらに、米国では、現在、国家競争力法によって、理数科目と主要外国語の A P 試験の受験者を大幅に増加させることを目標とした科学技術人材育成政策が展開されております。

9 ページ目以降の資料は、A P 試験が広く普及していることを示すデータであります。能力の高い生徒が難易度の高い課題にチャレンジできる教育機会として、また、大学がそのような意欲と能力の高い学生を確保する有効な手段として、今後もさらに発展していくものと予想されます。

以上が、A P 試験に関する情勢についてであります。

安西座長 ありがとうございます。お急がせして、大変申しわけございませんが、後で討論させていただければと思います。

次に、教科書の問題に関連しまして、補佐官から御報告をいただければと思います。第三次報告について。

山谷総理大臣補佐官 つけ加えまして、第三次報告の部分なんですが、資料 3 - 4 がございます。先ほど、先生の方から、イギリスの科学について、大学も一緒に取り組んでいるというようなお話もございましたけれども、これは以前の教育再生会議のときに、東大の小宮山総長をはじめ、理系の大学の先生方から御提言があったんですが、今、知の爆発時代なのに、日本の小学校、中学校の教科書が全くそれに対応していないと。従来の執筆者に加えて、やはり本当に最先端のことを知っている理数系科学の先生方、研究者が、やはり教科書づくりを応援する必要があるのではないかとということで、また、それとともに教科書づくり、教材づくり、それから先生の研修、それから例えば社会人、ポスドクなどを対象として、短期の免許取得コースの提供なども含める教員養成などいろいろな連携を強めながら、子供たちに今の時代にふさわしい学力を育ててほしいということで、「大学発教育支援コンソーシアム」というのを作ろうというような提言があり、教育再生会議の第三次報告でも、このように書かれたところでございます。

すなわち、大学と教育委員会、学術関係団体、N P O、企業などが協力してネットワークを作り、コンソーシアム構想を実現していくというものでございまして、実際、東大の方で7月12日、シンポジウムと行動宣言がございました。東大、お茶大、早稲田大、京大、名古屋大学、そして、既にそれを研修システムの中で取り入れている京都市の教育委員会、京都市長の門川市長がいらっしやいまして、皆様がそれぞれの現状を御説明くださり、行動宣言というのを採択したところでございます。

以上です。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、事務局からの資料説明をお願いします。

吉田室長 資料3 - 5を御覧いただきたいと存じます。

これまでのいろいろな御報告なども踏まえまして、「教科書の質・量の充実について」ということで、論点メモを作成してみました。4つほどの論点を掲げております。

最初が、「自学自習にも適した丁寧な記述、文章量の充実」ということで、「現在の日本の教科書は、教室で授業を受けながら使うことを前提に作られているが、もっと自学自習にも適したものにすることはどうか。考える力、探究する力、知識を活用する力などを付けるための基になる題材を提供できる教科書にすることが必要ではないか」ということを挙げております。

また、2つ目の論点としましては、「発展学習、補充学習に関する記述の充実」ということで、「発展学習や補充学習の内容をもっと記述することはどうか。現在、5%程度しか記述されていないが、一層の充実を目指して、分量の上限（小・中学校1割、高校2割）」といった上限の目安みたいなものは撤廃してはどうかということでございます。

「その際には、教科書は、書かれていること全部を教えるものではない、という考え方」、これは一種の教科書観ということになるかと思いますが、こういった「考え方が常識になるよう、保護者や教員の意識改革が必要ではないか」ということを挙げさせていただいております。

また、3点目の論点としては、「実生活や実社会との関連など興味、意欲を高める記述の充実」ということで、「現在の日本の教科書は、身に付けるべき基礎知識に絞り込んだ記述になっているが、もっと子供たちを惹き付ける工夫をすることはどうか」ということで、これは先ほどの両先生の御報告の中にも出てきた話でございます。

それから、4つ目の論点でございますが、「豊かな情操や道德心の育成などに資する題材の充実」ということでございまして、新しい教育基本法が制定されましたので、「幅広い教養、豊かな情操と道德心、生命を尊び自然を大切にすること、伝統と文化を尊重することなどの教育の目標」が規定されております。「また、新しい学習指導要領、解説書に、地域社会に対する誇りと愛情を育てるとともに、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てること、よりよい社会の形成に参画する資質や能力の基礎を培うこと、家庭生活を大切にすること、自己と家庭、家庭と社会とのつながりを重視すること」などが規定されておりますけれども、こういったものが「教科書に反映されることが必要ではないか」という形で整理しております。

以上のようなことから、下に矢印が2つございますけれども、「以上のような中身の充実した教科書に見合うページ数が必要ではないか」ということで、例えば、国語、理科、英語などにつきましては2倍増を目指してはどうか。また、「諸外国の教科書の内容の比較分析や、教科書の表現や記述に関する研究など、教科書の改善に役立てる研究体制を充実してはどうか」というあたりを掲げております。

これにつけさせていただいておりますのは、諸外国の教科書制度の概要を比較した資料が2枚ほどございます。また、その下には、教科書のページ数の推移ということで、小学校、中学校ということで、小学校の場合には4つ、中学校の場合には5つの教科書を、ここ最近の教科書のページ数の推移をグラフにしたものがございます。

また、その下には、特に道徳との関連につきまして、道徳の時間が要というような位置づけになってまいりましたので、それに関連して、各国語から社会など、すべての教科に渡りまして、この関連の記述が学習指導要領の解説の中にございますので、抜粋としてつけさせていただいております。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、「教科書の質・量の充実」ということにつきまして、お二人の先生にもレクチャーしていただきましたけれども、また補佐官、あるいは事務局の説明も含めて、御意見いただければと思います。あるいは、御質問でも結構でございます。

小川委員 今、御説明があった資料3-5の「教科書の質・量の充実について」で提案されている案については、基本的には賛成いたします。今度の学習指導要領の中でもはっきり明記されているように、学校や生徒の実態に応じて、個別指導やグループ別指導とか繰り返し指導、ないしはその補充的な学習とか発展的な学習というように、多様な実態に応じた多様な指導ということをきちんとやるんだということ、今回の新学習指導要領で明記していますので、それにふさわしい教科書づくりということは、やはり避けて通れないのかなと思っております。

従来は、そういうふうな子供の実態に対応した指導というのは、教科書以外で何もやっていなかったのかというと、決してそうではなくて、市販されているいろいろな練習問題とか参考書等々というのが多く使われていて、それが多額の学校徴収金ということで、学校現場では問題となっていた。つまり、義務教育は無償ということで、教科書は無償なんだけれども、実際には教科書代以上の多額の、2倍、3倍ぐらいの経費の練習問題とか教材などが、授業で必要だということで徴収されて使われているという、何かちょっと本末転倒な状況というのが現場にあったのは事実ですので、やはり基本的にはそういう練習問題集とか教科書以外の副教材を、親の負担でもって購入して授業に臨むというような体制は、避ける必要があるのだろうと思います。

そういう点では、教科書を、いろいろな繰り返しの練習をするとか、発展的なところをきちんと折り込んで、これまでのように、そういう練習問題集とか、他の副教材に依存しないというようなことは難しいと思うんですけども、できる限り、やはり教科書をきちんと使っていれば、その辺のところはかなりカバーできるという立場で、充実した内容を持った教科書づくりが今後、求められていると考えています。もう一つは、そういう今までの教科書の不備をカバーするために、幾つかの先駆的な自治体では、先生方が教育委員会主導で、様々、副教材づくりをしてきているところもあるのは確かです。私も、幾つか

の自治体における副教材づくりを見せて貰ったり調査したこともありますが、なかなか充実した副教材を作っていて、多様な子供がその副教材を使えば、いろいろな自己学習とかができるような工夫の副教材で行われています。

ただ、それを作るための先生方のエネルギーと時間というのはかなり膨大でして、それ自体は先生方の能力開発に有益であると思いますが、これくらいの時間とエネルギーがあれば、もっと子供と直接向き合った教育活動に使ってほしいというような思いもありますので、学校現場の先生方の負担軽減というような意味でも、やはり教科書の充実という点は、ぜひ取り組んでほしい。

ただ、充実した教科書づくりには経費もかかるので、その辺は、きちっと財政的に担保してほしいと思います。経費がかかるから無償制をやめて貸与制にするというような議論は、私は本末転倒だと思いますので、その辺は、ちょっと釘は差しておきたいなと思います。

安西座長 ありがとうございます。

菅原委員 3点ございまして、1つ目が、論点メモの3番の実生活や実社会と関連づけるということなんですけれども、今、お若い先生方が増えておりまして、このあたり、これを踏まえて授業をしていくということが非常に難しく、なぜ学ぶのかとか、それから生活や他教科との関連、キャリアと結びつけてこの教材単元を進めていくということが非常に難しいんですね。ただ教科書を羅列的にやっていくだけで、ですから、ここを重点的に取り上げていただけるということは、子供自身も目的意識が高まりますし、関心・意欲・態度の向上ということにもつながりますので、この教科書の改革を通して、私は非常に授業が変わっていくのではないかなということを、すごく期待しております。

2つ目は、長崎先生の資料にも指摘されている通り、多様な生徒に対処することが教科書の中に何も書かれていないという傾向があるということで、これは特別支援教育の立場から申し上げても、今、10人に1人が障害のあるお子さん、生徒という時代になりつつありますので、いろいろな学び方があって、いろいろな解き方があるんだということを、できるだけ取り入れていただく。

例えば、先ほどびっくりしたんですけれども、国語の世田谷の教科書を見せていただきましたら、漢字の指導1つとりまして、意味、成り立ち、「火」という字は「炎」という字からできているんだよ」という成り立ちから覚える子もいれば、つくりや部位、「さんずいは水に関係あるから」、そこから覚えていく子もいまして、今、漢字の苦手な子どもどんどん増えております。そういうことも踏まえて、今、世田谷の教科書が作られてありましたので、びっくりしたんです。それと、音読や暗唱、これも数年前から現場でどんどん普及してきておりますが、それも取り入れてあったので、こういう方向を進めていただければ非常にありがたいです。

また、算数は、今、ページ数が非常に少ないために、1題、1つの問6なら問6の中に、いろいろな課題、いろいろなレベルのものがぎっしり入って、練習問題が少ないんです。

ですから、そこら辺はきちんと系統立てて、段階を追って整理していただいて並べていただくことによって、どこでつまづいているのか、どこにこの子は課題があるのかも、自分もわかりますし、教師も指導上、非常にありがたいということがあります。

それから、先ほど小川先生が言ってくださったところなんですが、練習問題が少ないですから、ドリルを買うのが当たり前になってしまっております。そこも、副教材の件も踏まえて、条件整備の方をお願いできたらと思っております。

3つ目が、長崎先生の資料にありましたが、指導書が教師に1冊ないんですね。学年に1冊ですから、本当にお互いに遠慮し合って、教材研究しなくてはならないお若い先生優先になりますし、ここのところはぜひ条件整備の方をお願いしたいと思っております。

以上です。

安西座長 ありがとうございます。

木場委員 論点メモの1番と3番について、特に3番の実生活との関連につきまして、ぜひこのように教科書づくりを進めていただきたいと思います。

私には中2の息子がおりまして、この間の期末と一緒に30ページ、理科のテスト範囲を勉強してみたんですね。電流と回路、オームの法則等々、はっきり言って、全くおもしろくありませんでした。そして、どうも印象としては、法則を教えるために、前後、説明をつけているような印象でした。自分自身も、高校時代は理科系にいましたので、本来は好きなのですが、それでも全然おもしろくありませんでした。

やはり、先ほど御説明いただきましたように、諸外国等もそうでしょうが、なぜその勉強をするのかとか、これが実生活でどうつながるといふところの道筋が全く見えない、これはここに限らずですが、そういう部分をぜひ直していただきたい。ただ、教科書を変えても、やはりさつき菅原先生がおっしゃったように、個々人の教師の皆さんの、今を伝える、今の社会を見せる力量に追うところも大きい。例えば、日ごろニュースを見ていて、「これは今教えている部分と関連があるからちょっと話してみよう」とか、「サミットがあったから環境の話しよう」とか。原油が高騰いたしまして、数年前に息子の担任の先生が、突然「納豆が10粒減っているの、みんな知ってる？」とおっしゃった。それで、私がごはんを食べているとき、子供が「10粒減っているって、お母さん知ってる？」と言い出して、何事かと思ったら、「納豆パックが石油でできているので、業者は値上がりを抑えるために、納豆を10粒ずつ抜いてもう1パック作って、売値を変えないようにしているんだよ」などということをお話しました。その時に、すばらしい先生だなという印象を持ったことがあるのですが、そういうふうにはやはり実社会とつながるようなことをお願いしたいと思います。

最後に、1番の、小川先生もおっしゃっていましたが、教科書があってもおもしろくないし、ひとりで勉強しても完結できないのですが、練習問題も少ない。確かに、うちもドリルを使っているのですが、ドリルの答えを先生がはがして持っていて、自分で幾らテスト範囲を勉強しても、答えがないドリルをやっても、確認のしようがない。そのあ

たりからいっても、やはりこの教科書の中で練習問題もたくさん織り込んで完結できるように、筋道立てていただきたいなという印象がございました。

以上でございます。ありがとうございました。

若月委員 長崎先生に、ちょっと教えていただきたいんですけども、例えばアメリカの教科書は厚いそれに比べて日本は薄い。そこの底流にあるアメリカの教科書観と日本の教科書観の決定的な違いは何なのかということをお教えいただきたいんです。

それに関連して、今日の論点メモで、2の「その際には」というところがありますが、「教科書は、書かれていること全部を教えるものではないという考え方（教科書観）が常識になるよう」ということは、今までの教科書観、アメリカと日本の対比、また、そこから新しい教科書観を何か考えるということなのか。そこら辺をまず教えていただきたいんですが、1点目はどうでしょうか。

長崎氏 アメリカの教科書が厚いのは、教科書観の違いというよりも、まず教育制度の違いが大きく影響していると思われます。日本の場合には、学習指導要領という全国一律の教育基準なんですね。アメリカの場合には、各州に教育基準があります。教科書会社が儲かるためには、教科書を多くの州で売らなければなりません。ところが、各州で基準が違いますので、ある内容がある州では3年生に入っていて、それがほかの州では4年生に入っていて、さらにほかの州では5年生に入っているということが起こります。それらを全部をひっくめて1冊の中に入れると、それで厚くなってしまっているということです。当然、そこではすべてを教えることはできません。

若月委員 ということは、やはりそれぞれの州にあるスタンダード・スコアみたいなもの、いわゆる学習指導要領みたいなものがありますね。それに基づいては作られているんですか。

長崎氏 作られています。けれども、ある州の基準だけに合わせて作ってしまうと、あまり教科書が売れないわけですね。できるだけ多くの州で売りたいわけなんです。

若月委員 それでいろいろなものを入れると。

長崎氏 ええ。例えば、カリフォルニア州が一番大きいので、まずその基準には合うようにして、それから、次の人口が大きい州の基準に合わせるとかというようなことのようにです。

若月委員 なるほど。

篠原委員 それでこんなに厚くなっているんですか。

長崎氏 はい。

篠原委員 だから、この量だけで単純に比較はできないですね。日本と。

長崎氏 ですから、アメリカの教育省の勧告の中で、できるだけ各州で同じようなスタンダードにしてほしいというようなことがあります。

若月委員 ありがとうございました。

2点目なんですけれども、論点メモでは、この教科書観が、「全部を教えるものではな

い、という考え方が常識になるよう」というふうに書かれているんです。ここは例えば、今のアメリカの考え方とはかなり違う考え方で書かれているということですね。「全部を教えるものではない」、なるほどアメリカではそういう状況があるから、いろいろなものが入ってきている。だから、そんなものは全部、その州では教えない。取捨選択をしているのだということですね。

すると、我が国の場合、「教科書は、書かれていることを全部教えるものではない」という考え、この場合、今度はどういう考え方に基づいて、こういうものが出てくるのでしょうかね。

山谷総理大臣補佐官 多様な生徒にという部分と、発展と補充というもの、それぞれがそういうような判断を、現場がしていくということなんだろうと思います。

若月委員 日本の学校の先生は、教科書に載っていたら、多分みんな必死になって全部教えますよ。よっぽどそこら辺は、徹底しないといけないですよ。

山谷総理大臣補佐官 そうですね。

若月委員 そうですか。わかりました。

最後に、これはお願いなんですけれども、日本の教科書が、例えば特別支援の子供は、また特別支援の子供たちで、当然、必要な教材がありますから、それはちょっとどけておいて、端的に言って日本の教科書は、下に厚過ぎて、上に対して配慮が少ない。ここを、もっとこれから力を入れていってもらわないと困るなという感じを持ちます。

以上です。

安西座長 今のいろいろな御意見を、全部きちっと入れていくと、必然的に書かれていること全部を教えるものではなくなるようになっていくと思いますし、やはり日本の教科書は、あまりにもリジッドだということ、そういう教科書観を、ある程度やはり柔軟な方向へ振るとというのが、一応、この論点メモですので、この方向でよいかどうかということ、ぜひ御議論いただきたい。どこの外国がどうだから、それに追従するというということではないのではないかというふうに、この教科書観については思います。

他には。

田村委員 従来、教科書についての議論というのは、教科書検定調査審議会みたいなものがあって、文科省で随分、度重なって議論してきているんですね。大体みんな、厚くしろという意見なんです。ところが、全部それが実行されない。その最大の理由は、今、若月先生がおっしゃった理由なんです。現場が反対なんです。

つまり、厚いを作ると、親なり先生の意識もそうなんです。作ったものは全部教える、教えなかったらPTAに怒られるということで、これはもう大変なことになってしまうから、とにかく必要最小限でやってくれという話に必ずなってしまうんです。ですから、なかなか考えていることが実行できない。

つまり、教科書の内容をすべて教えるというのではなくて、取捨選択して教えるんだという大前提でやるんだということを言わない限り、教科書は厚くならない。ですから、幾

つかの試みで、例えば今回もある教科書会社が、義務教育であるにもかかわらず、教科書を2種類作っているんですね。これは発展的と、そうではなくて基礎的と分けて作っているから、割にその辺はクリアできるんだらうと思うんですが、これをやると、お金が物すごくかかるわけですね。

ですから、その辺の議論もきめ細かくしていかないと、一般的な考え方で「厚くすればよいのだ」という言い方を、今まで文科省のそういう審議会で何回も言ってきたことを、また同じように繰り返してここでも言っても、ほとんど意味がない。だから、その部分に踏み込まないといけないんですね。だから、今、若月先生がおっしゃったように、このおっしゃったところは物すごく大事なことなんですね。

安西座長 そうですね。私もそう思います。

池田委員 この方向につきましては、私も全く同感であります。いろいろお話を聞いておりましたが、財政的に豊かな自治体は、副教材等を充実させることができますけれども、そうでない自治体もあると思います。そうやってまいりますと、自治体の財政基盤によって、教育の質そのものが損なわれかねないという危惧も抱きます。

そういうことを考えますと、教科書の内容自体をある程度高いものにしていただく必要があろうかと思えます。また、先ほど菅原さんからお話のございました教師の指導書の件ですが、これは教師の質を高めるためにすべての教師に行き渡るべきものだと思いますが、これも恐らく自治体によってばらつきがあるのではないかと思います。この間、視察させていただいたときに見せていただきましたが、高額なものだそうですね。教育委員会単位で購入するにも結構な負担になるでしょう。これも、財政の裏づけがあつての話でありますので、やはり我々としましても統一的な見解を示して、自治体の財政状況によってばらつきが起らないような配慮をするべきではないかということを感じさせられております。

安西座長 ありがとうございます。

お二人の先生から、今の話をお聞きになって、何か一言ずつありますか。

小倉氏 若月先生が先ほどおっしゃられた「すべてを教えるもの」という意識は、やはり非常に危険だということでは確かに感ずるところでありまして、アメリカがそれで非常に困っているということは、理科でも数学とまったく同様であります。ただ、日本の場合に、発展的な学習の部分という扱いが、今、すべての子供が学ぶべき内容と、かなりはっきりと分けられた形で教科書は作られておりますので、そのように誰が見ても明確に、「ここはすべての子供が学ぶべきところだ」や「ここは個に応じたところだ」などと容易に区別をつくり形で充実させていく方向であれば、そういう危険はかなり回避できるのではないかと考えております。アメリカでは、やはり教科書の中にある内容を、絞って教えなさいと言われても、あるものは全部、扱いが薄くても教えるという先生がかなり多いというのも事実ですので、やはりそうならないように、位置づけをはっきりと示す必要があるのではないかと思います。

長崎氏 私も、今日、何人かの方がおっしゃっていたのですけれども、教科書の改革と、

やはり先生の援助をセットにしないとだめなのではないかなと思っています。先ほど教師用指導書のことをお話しました。このほかに、例えば、小学校の先生たちは、指導法の研究はなさっているのですけれども、科学技術の進歩に対する情報が、先生たちの方に行き届かないのですね。そこで、最先端の科学者が、先生たちにそのような状況をお話ししていただく必要があるのではないのでしょうか。ですから、先生方へのバックアップと併せて、教科書を考えていただけたらと思っています。

安西座長 ありがとうございます。

大変貴重なレクチャーもいただきましたし、貴重な御意見もいただいたと思いますが、この件は引き続き、大事な問題でありますので、議論を続けたいと思います。

それでは、本当にお忙しいところをいらしていただきまして、長崎先生、小倉先生、本当にありがとうございました。今後とも、よろしく願い申し上げます。

(長崎氏、小倉氏退室)

安西座長 それでは、木場さんは御用件がおありになるということで、ただ、今日、最後に大分県の件を議論するんですけれども、そのことについて御意見もおありだというふうに聞いていますので。

木場委員 では、説明前に恐縮ですが、私自身、千葉大の教員養成課程で講義をさせていただいている関係で、やはり学生たちは、今回の件に対して非常に動揺しているというか、公正に採用してもらえないようなことがあっては困ると感じております。

このような不正が起きますと、採用試験のシステムそのものが不正を許さないような仕組みづくりというのを真剣に考えていかなければいけないと思います。今年度の試験から幾つかの自治体では、答案用紙を持って帰るなどいろいろと透明性を高めていますけれども、都道府県によって随分と透明性が違うなという印象がございまして。例えば、高知県でしたか、配点まで教えていたりとか、あるいは、問い合わせをすれば、その学生が何点か、あるいはA、B、C、D、どこにいるかとか、そのようなところまで教えるところもあれば、全く不透明な自治体もあるというところで、そのあたりは、透明性の高いところになるべく引き上げるような形で進めていただきたいと思います。

以上です。余談になりますが、今回の千葉県の採用試験の小論文のテーマが、聞いたところによりますと、本懇談会の先ほどの冒頭のテーマ、子供たちと携帯の関わりについてだったことを御報告して、帰らせていただきます。

篠原委員 それだけ話題が広がっているということですね。よいことです。そこで取り上げられるだけでも、よいことだと思います。

木場委員 以上でございます。

では、ちょっと出張がございまして、お先に失礼いたします。ありがとうございました。

安西座長 どうもありがとうございました。

(木場委員退室)

安西座長 それでは、先に続けさせていただきます。

「大分県の教員採用問題」に入ります前に、議事のその他のところなんですけれども、教育再生会議の第三次報告を受けて設置されました「子どもと若者総合支援勉強会」、この中間まとめにつきまして、田村委員から御説明をいただきたいと思います。

田村委員 お手元の資料4でございますが、これはもう既に教育再生会議で議論された流れの中で、それをまとめるような形で勉強会が立ち上がったわけでございます。この経緯につきましては、後ほどまた山谷補佐官からもお話があると思うんですけれども、メンバーが6人ございまして、再生会議での議論が前提になっていましたので、非常に早く意思統一ができたといえますか、まとめができ上がりまして、中間報告という形で政府の方に報告が出せた内容でございます。

なお、たまたま今朝の日本経済新聞の教育欄に載っておりますので、これは私が書いたのを、日経の記者の方がうまくまとめてくれまして、やはり記者が書くと非常にうまいなという感じなんですけれども、柱立ては私が作って、筋も一応書いたんですが、読みやすく書き加えてくださっていますので、これを読むと、もうばっちりわかるんですが、まとめを受けた形で、予算編成にこの考え方を生かしてもらいたい。同時に、秋口までに最終報告をまとめていって、この問題についての具体的な対策を講じていただきたいということになると思います。

21年度概算要求に対する要求としては、まず政府全体で、この「子どもと若者に対する総合支援」というのは、現象的にいいますと、子供、本当の幼稚園のころから始まって、はっきり言うとゼロ歳児、保育のところから始まって、40歳ぐらいまでの長い若者たちの扱いをどういうふうにするかと。基本的に教育というのは、本人がやる気になってやるということが基本なんですけれども、その本人にはどうしようもない事情によって、そういうチャンスが与えられない。つまり、教育を受けることによって、人間というのは成長していくわけなんですけれども、ここでは「エミール」の文章を引きまして、自然のままでは、人間はほとんど考えるという力はないんだけど、教育を受けることでその力が身につくんだというようなことを、もう一回、大人の社会が考えて、若者に対してそれを対応していくということを努力していただくという提案でございます。

具体的には、不登校の子供の4割がニートになるという統計も出ております。つまり、種が最初からあるという、そのときに手を打っておけば、社会全体のそれに対応するコストが非常に安くなるという考え方が基本にあって、ヨーロッパ諸国ではもう既に、例えばイギリスのコネクションとか、フランスのミッション・ローカル、それからユースパスというのはオーストラリアでやっていますけれども、要するに、大きな問題になる前に手を打つと。それに対して、政府全体が連携してきちんとした対応をしていこうという提案でございます。

再生会議で具体的な案を出されておりまして、既に厚労省で地域若者サポートステーションというものが設置されているんですけれども、現状では、やはり行政の縦割りの弊害

が感じられるようなことがたくさん出ております。そういうことを反省して、全体として取り組むということをやってもらいたい。それから、地方ができるだけやりやすいようにする。それから地方団体が、子供たちにわかりやすい一元的窓口を必ず設置してほしい。この3つの柱を、差し当たり提言しているわけです。

なお、今日は土居さんがおられていますね。土居さんは、再生会議のところからずっと関わってこられているものですから、このまとめには、私が座長でしたが、副座長という立場で御協力をいただいたので、もし土居さんの方で何かあれば、つけ加えることはあります。どうぞ。

土居アドバイザー 特にございませぬ。第三次報告で基本的に残された課題が、秋口に向けてはございます。今、お話がありましたように、一元的な対応で自治体が責任を持ってくれというところは、場合によったら法律事項になるのではないかとということで、法的措置の検討もしなければいけないとか、あるいは、これは国の機関も、警察から教育から、非常にいろいろ分かれておりますので、そこのところは、今、事実上の連絡体制ということでできておるんですけれども、その制度化はもう一步前進させなければいけないという非常に難しい問題が残っておりますので、秋に最終報告ということで、またさらに頑張っていきたいと思っております。

田村委員 この勉強会の中でも、縦割りで連絡が悪いために具合が悪いというケースが幾つも出てきまして、やはり早急に対応しなければいけないなという状況でございました。以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

何か、田村委員への御質問等がありますでしょうか。よろしゅうございますか。

これは、非常に大事な問題だというふうに認識しますけれども、勉強会は秋を目処に最終報告をまとめられるそうでございますので、そちらでも議論を、ぜひ続けていただければというふうに思います。

篠原委員 一言、申し上げておきたいんですが、こういう勉強会をやっていたということ、私らは全く知らなかった。自主的にやられるということは、大変よいことだと思うんですけれども、事務局サイドを含めて、再生会議からの流れでこういうものがあって、今、こういうものをやっていますというような話は、どこかの段階であってもしかるべきではないかなということは率直に感じます。これは、手続の問題ですけれども。

安西座長 そうですね。なかなか再生会議のときに、立ち上がったものについて、ここでもって全体のどういうことをやっていたということは、一応、紙では最初に出していただいているんですけれども。

篠原委員 それは、再生会議としてのですよ。

安西座長 ええ、再生会議自体は。ただ、こういう話は出てこなかったですよ。

篠原委員 だから、今の流れは、再生懇談会のところに流れが移ってきていますから、その辺のところ。いろいろな経緯があったんだろうと思いますから、特に私は文句を言

うつもりはございませんけれども、再生懇談会としての認識は、どこかで共有していくことが必要なのでは。今日でこれは共有になったと思いますけれども。

田村委員 今後も、できるだけ会議のたびに御報告いたしますので。

篠原委員 いや、別に田村先生に何か文句を言っているわけではないんですが、少し何かそういうのが、足りなかったのかなと。

安西座長 私も、あまり知らなくて申しわけないんですけども、今までのところは、事務局サイドで、適宜、必要なものを再生会議当時のことから持ってきて出していただいているんですけども、確かに手続的にはきちっと、やっていたことを一度、お話しただけるとよいなと思います。

田村委員 これからも十分に気をつけて、ただしていただきますよう、よろしく願います。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、この件は一応、ここまでにさせていただきます、最後に、「大分県の教員採用問題」に移らせていただきます。

これは、公教育への信頼を揺るがせるような深刻な事件であるというふうにとらえておりますけれども、この懇談会としても意見交換をしておく必要があると思いますので、まず、事務局から資料の御説明をお願いしたいと思います。

吉田室長 資料5に関連いたしまして、文科省の方から出されました通知ですとか、あるいは大分県教育委員会が発表しております見直し方策についてなどの資料をまとめて提供させていただいております。

表にございますのが、7月10日付で出されました、文科省から各県あるいは指定都市に対する通知でございます。この本文の2段落目のところで、「公教育に対する信頼を著しく裏切るものであり、極めて遺憾」であるということ、それから、その次の第3段落目のところで、「教育委員会における採用や昇任等の人事行政に関して、金銭の授受等の不正な行為が行われることのないよう、その在り方を十分に点検するとともに、関係職員の服務規律の維持を徹底し、保護者や住民の信頼を損なうことのないよう適正な人事行政の一層の確保をお願いします」ということが述べられております。

その次の資料は、大分県の教育委員会が、今回の事件を契機にいたしまして、採用試験の見直しについて明らかにしたものでございます。「見直しのポイント」というところで、「教育委員会以外の外部機関の試験事務への参画」、あるいは「不正行為回避のためのシステム作り」といったものが掲げられてございます。

なお、この関連では、もう一つ、最後の方につけておりますけれども、7月17日付で、文科省の方から各県、指定都市に対しまして調査依頼がございまして、7月25日、先週の金曜日までに回答をとという形になっております。3ページ以降が調査項目でございますけれども、まずは「試験問題・解答・配点の公表」ですとか「採用選考基準の公表」、それから5ページは「成績の本人への開示」、また6ページのところには「選考の各段階にお

ける不正防止チェック」、それから「公正な面接試験の確保」、6番目には「関係文書の適切な保存」、7番目には「その他不正防止のための措置」というようなことが、調査項目として書かれています。

その下に添付させていただきましたのは、教育再生会議におきましても、この教育委員会の問題については様々な御指摘があったわけですが、それを抜粋したものでございます。

また、最後のところでは、平成19年に、いわゆる地教行法の改正がございまして、教育委員会の事務といたしまして、第26条の第2項のところでは、教育長に委任してはいけない事務というところで、4号に「教育機関の職員の任免その他の人事に関する事」、これは教育長に委任してはいけない、教育委員会として、きちっとここは審議すべきであるという形にされたということを付け添えます。

以上でございます。

安西座長 ありがとうございます。

それでは、御意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

篠原委員 結局、県教委、都教委の問題になるんですね。大分県の場合は、大分県教委。これは全く直感的な話なんですけれども、やはり教員の方々の身内意識みたいなものが非常に強いところほど、こういう土壌がはびこってしまうのではないかと。大分県の場合、やはり非常に組合が強いんですね。そういう労働組合の在り方の問題も含めて、これだけの今日の問題になっているし、まだ文部科学省の調査結果は、全部出ていないんですかね。そういうのもありますから、私は何か懇談会としてアピールを出す方向で考えたらどうかと思います。

山谷総理大臣補佐官 教育再生会議で、今の開いた形ということも含めまして、例えば、「社会人経験者や教員養成系学部卒業者以外の大学卒業者を積極的に採用する」とこととか、「特に理数系の教員としては、実績のある研究者、大学院修了者など専門的知識に優れ、子供たちにとって魅力ある者を採用する。更に芸術家、スポーツ選手、社会福祉、国際協力等の分野の経験者等についても積極的に登用する」とか、あと、「1年間の条件付採用期間終了時に、教員としての資質や適格性を厳格に判断する仕組みを導入する」とか、「教育委員会の必置規制の撤廃などについて併せて検討することも必要」とか、それから「県費負担教職員の人事について」、これは先ほど小川先生が言及されたことですが、「中核市を政令指定都市並みの扱いとするなど、広域の人事交流を担保できる制度と合わせて、極力、市町村教育委員会に人事権を委譲する」とか、それから「管理職登用を厳格に行い、組合との不正常な関係を正し、人事の公正化を図る」、こういうことは報告書に書かせていただいたところでございます。

また、去年の通常国会で、「職員の任免その他の人事に関する事」は、教育長に委任してはいけないのだ、ちゃんと審議しなさいということは、法改正されたところでございます。

若月委員 まず、感想を申し上げます。

文科省の局長から出たこの通知なんですけれども、これを見たときに、正直言って、「ああ、弱腰だな」という印象を持ちました。では、具体的にどうするか。これは、書き方はいろいろあると思うんですけれども、「どこにでも起こり得る問題として受けとめてほしい」というようなことを、やはり入れるべきだった。それを、「他のところはまだわからないから」という文科省の遠慮があったんだろうとは思いますが、間違いなく、ああいう風土は全国に広がっていると私は思います。もっと、ここは強く出てほしかった。非常にこの点は、文科省の姿勢は弱気であるという印象を、まず持ちました。

それから、2点目でありますけれども、これは教育再生会議の提言にもありましたけれども、私は当然、教育委員会にいる人間ですから、教育委員会制度といったようなものの不要論に対して、「いや、教育委員会というのはかくかくしかじかで必要なんだ」というふうな立場で頑張ってきました。しかし、今回のこういう問題に出会ったり、あるいは、様々な新しい教育改革が全国に広がることなく、遅々として進まない理由は、教育委員会制度にもあるということは、ある程度、実感しています。

そこで、先ほど篠原委員がおっしゃっていましたが、教育委員会制度の今までのよさは何だったのか、マイナス面は何だったのか、そして、今、出会っている問題は何なのかということから、これから教育委員会はどうあるべきかといったようなことは、当然、議論していかなければならないでしょうし、それこそそういったワーキンググループならワーキンググループを作って、具体的な提言をしていきたい。

先ほど、山谷補佐官が、報告書にいろいろなことが書かれているとおっしゃいました。これを、具体的にどう実現していくか。それを担保するために、どういうふうにしていったらよいか。ただ単にこの問題だけに矮小化して、「教育委員会は要らない」という乱暴な議論に入ることは、私は非常に恐れている。

しかし、やはり教育委員会の制度が形骸化しているということは、もう紛れもない事実ですから、今までの果たしてきたよさと、守るべきよさと、これからのあるべき姿といったようなもの、これは教育委員会制度をなくすとか、なくさないということではなく、教育行政のあるべき姿を求めていくという点では、私はよい機会ですから、しっかりと一時の話題で終わりにしないようにしていただきたい、私はこう思います。

以上です。

田村委員 実は、この問題に関しては、今の若月委員、あるいは篠原委員の御意見とあまり変わらないんですけれども、読売新聞に取材を受けまして、再生懇談会のメンバーという立場ではなくて、中教審の委員としてお話をしました。それは、日曜日に載ったんですけれども、この問題は、やはり2つあるわけですね。

1つは、採用の具体的な内容のこと、透明性を高めるとか、いろいろな工夫はあると思います。文科省は、それについては、今、こういう状況で通知を出しているわけですね。しかし、今、若月委員あるいは篠原委員もおっしゃっていましたが、もっと根本的なとこ

るので、やはり問題があるんだろうと思います。

だから、これは、今、ちょっとおっしやっていましたけれども、大分県がたまたま例に出ただけで、恐らく全国の問題だと思うんですね。その全国の問題の原因がどこにあるのか。教育委員会の問題として、そういう矮小化することは、私もちょっと逡巡するんです。むしろ、首長は任命権があるんですから、もうちょっと責任を持ってしっかりやってもらいたい。

だとすれば、文科省はそちらにも通知を出すべきではないか。文科省が直接できないのであれば、総務大臣と一緒に通知するとか、それぐらいの抜本的なことをやらないと、実は若者が最初に社会に出る、その一番最初の当たるところなんですね、教員の世界というのは。だから、そこがこういう状態になっていると、もう全く若者は閉塞感に襲われてしまうと思いますね。「夢も希望も持てない。もう全部決まってしまうんだ。何をやったって変わらないんだ」というような気持ちになりかねない大きな問題になるので、ぜひひとつ、これはちょうどよい機会ですから、再生懇談会で議論をしっかりしてもらって、アピールをするべきだろうというふうに思っております。

篠原委員 賛成。

小川委員 今までの方と、ちょっとトーンが違うかもしれないんですけども、ただ、1つは、これから中核市への人事権移譲、どういう形で採用と任免の人事権が基礎自治体の方におりていくかというのは、いろいろなバラエティがあると思うのですが、ただ、教員の人事権を下におろすということは、一方ではメリットとして、丁寧な試験ができる、時間をかけて一人一人の受験者を見て、チェックして、ふさわしい人を選ぶというメリットがあるとともに、他方では、基礎自治体に人事権がおりればおりのほど、ネットワークが密になりますので、情実人事が生まれるというのも、やはりデメリットとして生じやすいので、そういう点で教員の採用の在り方をどうするかということは、やはり人事権移譲の問題とかなり表裏一体なので、私は丁寧に議論してほしいと考えています。この懇談会においても、人事権移譲というのが一つの方向として出ていますので、そういうふうなことも含めて、採用人事、管理職人事の在り方というのは丁寧にやってほしいというのが1つ。

もう一つは、これは教育委員会制度と密接に関係しており教育委員会制度の根本に関わる話ではあるんですけども、私はちょっとそこまで行く前に、もう少し今回の事件は事件として、教育委員会制度の一般性で説明できるところと、やはり大分県独自の風土みたいなところ、その特殊性というようなところは、もう少し丁寧に整理して議論をやっていただければとお願いいたします。私は、採用試験の問題は採用試験の問題として、どういうふうな手続と仕組みを作ると、透明性、公平性というようなことが担保できるのかというのは、議論として十分やっておく必要があると考えていますし、また、校長等々を含めた管理職の登用などについても、やはり今、いろいろな問題があります、例えば、校長とか教育委員会の推薦がなければ受験できないとか、こういうふうなところは丁寧に点検し

て、管理職の登用人事の問題にしても、やはり登用人事の問題として、まず一つ一つどういうふうに透明性、公平性を確保できるかというふうなことをやっていただきたいと思えます。そういうふうな作業を抜きにして、すぐに何か教育委員会制度の話に持っていくというのは、ちょっと私は乱暴だと思います。教育委員会は、別に採用人事とか教員の任用だけやっているものではなくて、教育委員会制度というのは、日本の地方制度の特殊な仕組みの中から生まれてきた制度ですので、教育委員会制度をどう見直していくかという論議は、もう一方では日本の地方制度の在り方をどうするかというふうなものと密接不可分に関わる問題ですので、採用人事の問題から一気に教育委員会制度の是非論を論ずるというのは、議論の仕方とすれば、私はちょっと短絡的過ぎるかなと思います。喫緊の課題として採用や管理職登用の在り方を透明性、公平性をたかめていくという観点で改善を図る取り組みと、中長期的な視野でやるべき教育委員会制度の是非論、見直し論は、少し区別して、懇談会では取り組んでいって欲しいと考えています。

若月委員 今、小川先生のおっしゃったことは、すごくわかるんですけども、例えば、他の公務員の場合、人事委員会というのがあって、そこでやるわけですね。教員の場合には、それに該当するものは教育委員会なんです。それが機能していなかったということは、小川先生のおっしゃることもわかるんですけども、やはり今の教育委員会というものの持っている役割とか機能といったようなものが、十分に発揮されていなかったということは、私は間違いないと思うんです。これは、大分県だけではないですよ。他もみんなそうです。

だから、やはりこれは教育委員会の制度、在り方といったようなものと切り離しては、私は考えられないと思います。

菅原委員 現場の教員としましては、2つございます。

1つは、やはり今まで以上に、研修、研鑽の大切さといいますか、1つは、使命感ですか熱意ですか教員としての資質に関わること、2つ目は、倫理観やモラルなど人間性の部分、3つ目は、やはり自分の職業に対する誇りといいますか、プライドといいますか、子供の命を敬って、可能性を最大限に伸ばしていくというすばらしい職業なんだというプライドとか誇り、そういったものを、もっと現場に足しげく通っていただき、本当に現場を見ていただいたら、ああいう事件は起こらなかったかなということも感じたりしております。

2つ目は、全然違うかもしれないんですけども、データも持っているわけではないんですが、教員採用の倍率のアンバランスというものが、非常に背景にあるような気がしております。大分県が19倍ということにして、東京都の小学校で、ここ数年3倍から5倍と伺っております。都の場合は、やはり教員の資質とかレベルといいますか、そういうことに危惧もあるわけで、一方で、地方の方は小中の統廃合がどんどん進んでいく。今まで以上に、これから倍率が上がっていく。そして、教員養成学部からは一定の人数が卒業してくる。その辺を含めて対応を考えていかないと、これもまたずっと起こることかなと

ということも感じております。

以上です。

安西座長 ありがとうございます。

時間が押しておりますして申しわけないのでありますが、これも非常に大事な問題で、アピールをすべしという御意見も何人かいただいております、そういうことをすべきかどうかということだけでも、ここで決めていただきたいと。

篠原委員 私は、若月さんや田村さんがおっしゃったように、中期的に取り組むというレベルの話と、それから緊急に何かアピールを出すというのは、ちょっと分けて考えた方がよろしいのではないかと思います。とりあえず、まずアピールを。どうですかね、再生会議からの流れの中で。

池田委員 そうですね。やはり、それはぜひやっていただきたいので、少しその辺りは整理していただきたいと思います。

安西座長 この後、記者会見がありまして、補佐官と私が出席させていただくことになると思いますが、そこでこのことについて、恐らく何か言わなければなりません。それと別に、アピールということで、再生懇談会としてちゃんと文章にして出すということで、それはよろしゅうございますか。

池田委員 ええ、ぜひそうしていただきたい。

田村委員 それはなさらないと、再生会議とつながらなくなってしまいますよね。再生会議で、はっきり言っているんですから。

安西座長 おかしいですよ。これは、出すのは当然だと思います。

篠原委員 中教審では、これについて何かやるという話はあるんですか。

田村委員 いや、今のところは、私は知らないですね。

篠原委員 これを受けてという動きは、特にないんですか。

田村委員 聞いていないですね。

篠原委員 では、再生懇談会で、やはり1つ、アピールとして。

安西座長 タイミングもありますので、緊急アピールだったら早い方がよいと思います。

山谷総理大臣補佐官 はい。緊急アピールで。

篠原委員 そんなに長いものは、要らないと思うんですよね。

安西座長 そのことと、それから別途、私は両面あると思うんですけれども、携帯もそうだし、教科書もそうだし、これもそうなんですけれども、自分だと、やはり相当綿密に考えて、どこからどう言われたって論理的にきちっと整合しているような、そういう案を作って出すというやり方をしないと、いつも足元を揺るがされるんですね。そういうことをずっとやっていますので、そういう面で見ると、やはり携帯の問題もこれも、まだまだやはりこちらサイドが、懇談会としての案がはっきりできていないのではないかと。いろいろ意見は言えますけれども、では教育委員会のシステムとしてどういうものがよいのだということ、はっきり文章に書いた案として作れるかということですね。それは、小川先

生も専門家でいらっしゃるし、やはり相当詰めて、ちゃんと責任を持って出すというのが、自分がやってきたやり方なんですけれども、とにかく出して置いて、「教育委員会は何をやっているんだ」と、ここが出しても、緊急アピールとしてはよいのですけれども、そんなにこれは解決にならないような気がするんです。

教育委員会をどうするかという案をここでやるかどうか、そういう案を作るのかどうかということ、やはりぜひお考えいただきたい。私は、作るべきだと思うんですけれども、これは相当大変だと思います。それをやらないで、ただ評論的に毎回集まって何だかんだ言っていたって、何ら解決しないと思うので。

携帯の方も、これも同じなんです。「携帯についてどうするの」ということを、キャンペーンはぜひ積極的に、業者に対しても、私はやっていきたいと思うんです、ではどうするという案を、大変なんですけれども、やはりここで作るべきなのではないかと思いますが。

(「異議なし」の声あり)

篠原委員 そうすると、何かワーキング委員会を、3つも4つも立ち上げなければいけないかもしれませんね。

安西座長 そうですね。例えば、この教育委員会のシステムだったら、それこそ小川先生とか菅原先生とか若月さんとか、やはりいろいろな角度からのそういうことをきちっと作って、それで、本当に日本の教育委員会のシステムをどうしたらよいのかとやって、これは本当にできるのかなと思うけれども。

池田委員 可能なかぎり踏み込んでいければと思います。お話のように教育再生会議で教育委員会に関する提言をさせていただいておりますけれども、ぜひともさらに一歩前進させていただきたいと思います。

篠原委員 座長、そういうことでいうと、雨後のタケノコみたいに作ってもしょうがないんですけれども、主権教育とか宗教(心)教育などというの、やはり相当詰めてやる必要があると思うんですよ。単におざなりにさっと議論しましたよという話ではないと思いますよ。

安西座長 相当詰めてやらないと。

篠原委員 この懇談会がいつまで続くのかということは、私もよくわかりませんが、せっかくこういう会で時間を作ってみんなで議論して、私以外はみんな英知がある方々ばかりだし、何か少しもったいないですよ。ワーキンググループみたいなものが必要であればどんどん作って、そして外部の専門家の人にも少し入っていただくようなことも考えながらやるというのは、よいのではないですかね。

安西座長 確かに、後ろの期限というのがよくわからないんです。そういう中のことだし、皆さん、お忙しいと思うんですけれども、自分も私見で申し上げると、何か集まってワーワー言っている、キャンペーンとしてはよいのですけれども、それ以上のところへ本当に進めないというのがありまして、申しわけありません。

田村委員 ただ、「子どもと若者総合支援勉強会」で経験したんですが、再生会議でかなり議論は詰まっているんですね。だから、やってみて「ああ、そうか」と思って、本当に一、二回で結論が出せたんですね。

ですから、これは教育委員会の問題も、かなり議論が詰まっていますから、できるのではないですかね。

安西座長 何か、前の再生会議のときもそうだったそうでありますけれども、幾つかWGを少人数でも作っていただいて、それで、そこで詰めて話をしていただいて、出していただくようなことも考えられるかと思いますが。

田村委員 ぜひ、それが私はよいと思うんですけども。

若月委員 いろいろなマスコミから取材を受けることが多いです。再生会議は再生会議で、御苦労さまでした。しかし、再生会議に対してよく言われたように、専門家がいらないではないかとか何とかということをさんざん言われていた。「今度、懇談会は、少なくとも専門家と呼ばれる人が入っているんでしょう。何か具体的なものは出してくれるんでしょう」というのは、一般のマスコミの期待ですね。それは、すごく強いです。

だから、そういう意味で、座長がおっしゃったように、何かワーキンググループで一つの提言を出すというのは大事だと思います。

安西座長 何かたたき台でもよいから、世に出していくべきではないでしょうか。

篠原委員 本当は、この名称がよくない。「懇談会」という名称が。「懇談会」と言うと、実質的な感じがしない。

安西座長 ちょっとこちらで検討させていただきますが、アピールは出すということで、検討させていただきます。

安西座長 それでは、大変遅くなりまして申しわけありません。ありがとうございました。

議事は以上でございますけれども、山谷補佐官から何か。

山谷総理大臣補佐官 報道対応につきましては、従前どおり、皆様の御協力をいただきながら、この後、安西座長と私とで記者会見をやらせていただきたいと思います。

それで、今のようにワーキンググループの問題もございますので、運営を含めまして、また座長と御相談しながら、早急に運営の方向性が見えるようにまとめていきたいと思えます。よろしく申し上げます。

安西座長 ありがとうございました。

それでは、閉会とさせていただきます。

どうも、お忙しいところ、ありがとうございました。

- 了 -